

処遇改善加算の新様式について

2023年度の「介護職員処遇改善加算」等について、3月1日付で厚労省より計画書・実績報告書の新様式が示されました。[\(介護保険最新情報\)](#)

特に計画書については、前年度の賃金実績を記入する必要がなくなり、当年度の加算見込額（収入見込）と職員へ配分する見込額（支給見込）を適切に見込んでおけばよい形になっており、手間と時間はかなり省けるものになったと思われます。

私も実際にエクセルシートに入力してみました、「基礎情報」等、順を追って入れていけば自動計算される箇所も多く、またシート上で○×のチェックもしっかり入るので、とても楽になったと感じました。

ただし、記入が楽になったと言っても、根拠のない数字をむやみに入れるわけにはいきません。きちんと収入・支出の見込み（配分計画）を立てたうえで、適切な数字を入力すること、さらに支給実績をしっかりと管理し、実績報告の際に困らないようにしておくことが大切です。

4月15日までに新様式での計画書提出が求められますので、保険者からの情報をチェックし早めに記入内容を確認しておくことをお勧めします。

なお、今年度（2022年度）の実績報告書は旧様式（一部変更あり）を使い、6～7月頃に提出することになりますので、こちらも見落とさないようにしてください。

出産・育児に関する制度と手続き ③

前回は、妊娠中や出産前後の職員に対して事業主が配慮しなければならない事項をご紹介しました。本人が安心して産休に入れる環境づくりがまず重要です。

そして今回は、出産費用の負担軽減のための制度を取り上げます。

【②出産育児一時金】

出産に要する費用の補助として、原則42万円※令和5年4月からは50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は40.8万円→48.8万円）が支給される健康保険の制度です。

これは協会けんぽだけでなく、各健康保険組合や共済組合、国民健康保険にも同様の制度があり、また被扶養者（扶養内で働いている妻など）が出産したときも対象になります（家族出産育児一時金）。出生児一人あたりの金額ですので、双子の場合は2倍の額となります。

この一時金は、原則として医療機関に直接支払われることになっており、出産費用が一時金の額を超える場合には本人が差額を支払い、逆に一時金の方が多ければ請求して差額を受け取ることとなります。

ちなみに、出産に要する費用は全国平均で約46万3千円、長野県では約47万円（R3年度）となっており、一時金では不足するケースが多くなっていることから、子育て支援策の一環として増額が決まったものです。

出産育児一時金については、基本的に本人と医療機関とで手続きが済むものであるため、事業主として何かを証明したり書類を提出したりすることはありません。ただ、産休に入る職員に対し、こういった制度があることを説明しておくなどすると、本人にとっては安心材料になると思います。 次回へ続きます

新年度に向けて

前号でも取り上げましたが、4月からの新年度に向けて様々な制度改正があります。

- ・各種保険料率の改定
- ・月60時間超の残業への割増率アップ
- ・給与のデジタル払い解禁

これらに関してはよく情報を把握し、適切に対応していくようお願いします。

さらに、コロナ関連の特別休暇等の扱いを変更する事業所も多いと思います。明確なルールを作ったうえで、職員にはあらかじめしっかり説明し、理解を得ておくことが大切です。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net